

地域と学校の連携・協働に向けた新たな支援体制づくり —岐阜大学と岐阜県の連携を事例として—

堀智考¹⁾・益川浩一²⁾¹⁾ 岐阜県環境生活部環境生活政策課長²⁾ 岐阜大学地域協学センター長・教授

要旨

社会環境の大きな変化に対応して、地域と学校が連携・協働し、子どもたちの学習や成長を支える体制づくりを促進するため、岐阜大学及び岐阜県では「ぎふ地域学校協働活動センター（以下、「活動センター」と呼ぶ）」を共同設置していくこととしている。

本調査研究では、これまでの背景や最近の動向を踏まえ、県内の地域学校協働活動の先進事例や波及効果、現状と課題を明らかにするとともに、総合的な支援機関として、活動センターの具体的な機能や役割、今後の目指すべき方向性を論ずることとする。

キーワード

地域と学校、協働活動、推進員、人材育成、推進体制

1. 地域と学校との連携・協働に向けた動向

1.1. 地域と学校との連携・協働の背景

人口減少や少子高齢化、グローバル化等の進展に伴い社会環境が大きく変化する中、地域では社会のつながり・支え合いの希薄化、家庭の孤立化、教育力の低下などが進んでいる。その一方で、学校ではいじめや不登校、貧困、教員の多忙化など学校が抱える課題は複雑化・多様化してきている。これらの課題解決に向けて、地域と学校がパートナーとして、連携・協働することが必要であり、組織的・継続的な仕組みの構築が求められている。

このため、2015年12月の国の中央教育審議会¹⁾の答申では、地域を創生する「地域学校協働活動（以下、「協働活動」と呼ぶ）」を推進すること、新たな連携体制として「地域学校協働本部（以下、「協働本部」と呼ぶ）」の整備が提言され、2016年1月に策定された「『次世代の学校・地域』創生プラン」に基づき、地域においては、将来の地域を担う人材の育成や、子どもを核とした地域づくりの実践、学び合いを通じた地域のつながり・絆の強化や地域活性化などを目指す一方で、学校においては「社会に開かれた教育課程」の実現や、学校の指導体制の充実、「地域とともにある学校」への転換を目指して、地域と学校とが一体となった総合的な対策が推進されている。

1.2. 地域からの連携・協働体制づくり

地域にかかる観点からみた連携・協働体制づくりとして、2017年3月に「社会教育法」が改正され、協働活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、①県及び市町村教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制の整備（協働本部）や普及啓発活動などを行うこと、②教育委員会は地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員（以下、「推進員」と呼ぶ）」を委嘱できるとの規定を整備している。

また、今後の展開として、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、仕事と子育てが両立できる環境整備として、2022年度までに全小中学校区で協働本部を設置するとともに、2017年3月に働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」では、誰にでもチャンスのある教育環境の整備として、2022年度までに全小中学校区で協働活動を推進するという目標が掲げられており、地域と学校との協働活動の全国的な展開が目指されている。

1.3. 学校からの連携・協働体制づくり

学校にかかる観点からみた連携・協働体制づくりとして、2016年12月の中央教育審議会²⁾の答申では、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、これからの時代に求められる資質・能力を育むため、「アクティブ・ラーニング（主体的・対話的）」の視点から、地域とともにある学校

を実現するために、家庭・地域と連携・協働した多様な教育活動の推進が求められており、さらに学習指導要領が改訂され、2020年度から小学校及び特別支援学校小学部より順次展開していくこととなっている。

また、2017年3月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、①学校運営協議会の設置が努力義務化されたこと、②学校運営協議会の委員に推進員が追加されたこと、③学校運営協議会で、地域住民等との連携・協力に向けて、学校運営への必要な支援を協議し、情報提供することが追加されるなど、地域とともにある学校へと転換していく制度改正がなされている。

さらに、2017年12月の中央教育審議会³⁾の中間報告では、学校の働き方改革に向けて、学校が担う業務の明確化・適正化として、これまで学校が担ってきた業務のうち、地域や保護者などとの連携調整など学校以外が担うべき業務の円滑な移行に向けて、学校運営協議会や協働活動等を通じて、学校教育の質の向上や学校支援につなげるとされており、学校運営の構造改革に向けた環境整備として、地域と学校との連携・協働体制づくりが求められている。

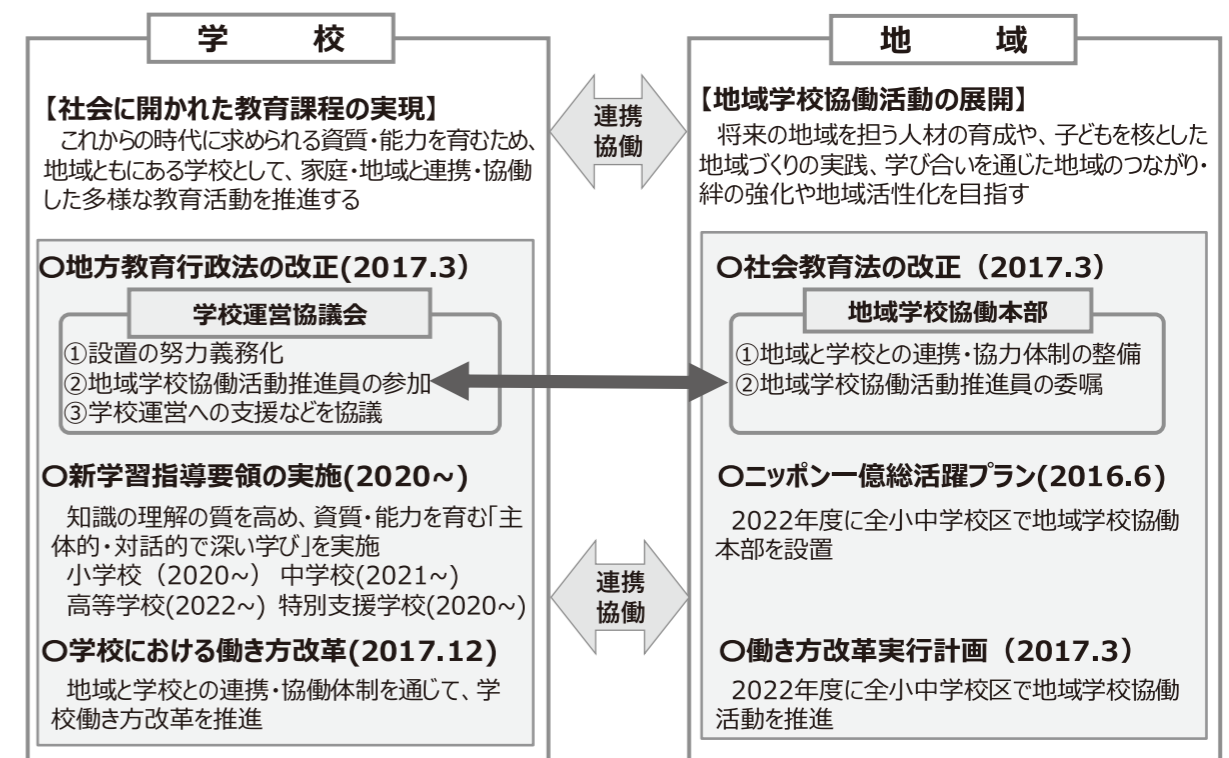


図1. 地域と学校との連携体制づくり

出典：筆者作成

1.4. 岐阜県における連携・協働体制づくり

岐阜県における協働活動の推進体制として、学識経験者や保護者、学校、活動団体の代表などで構成される「岐阜県地域学校協働活動推進委員会」を開催し、施策立案や研修企画、事業評価などを実施し、総合的な施策を推進している。

また、協働活動を推進する人材育成として、放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室）や土曜日の教育活動、地域未来塾など協働活動に関わる従事者（推進員やコーディネーター⁴⁾、サポーター等）の資質向上や事業の充実に向けて、活動中の安全指導や管理、子どもの関わり方を学ぶ研修会を開催するとともに、多様な協働活動の円滑な運営に向けて、市町村担当者が相互交流し、運営上の課題や解決策を探る研修会を開催している。

さらに、市町村における協働活動の推進体制を強化するため、従来からの協働活動への補助制度に加えて、2018年度より、新たに地域と学校をつなぐ推進員の配置や機能強化を支援する補助制度を創設し、運営基盤となる協働体制づくりを促進している。

今後の展開として、2019～2023年度までの5年間の県の政策の方向性を示す「『清流の国ぎふ』

創生総合戦略」及び教育政策の方向性を示す「岐阜県教育大綱」及び「第3次岐阜県教育ビジョン」⁵⁾では、「岐阜大学と連携して『ぎふ地域学校協働活動センター』を設置し、社会教育の担い手の育成・確保、活動事例の調査研究や情報発信を実施する」、「地域住民と学校が連携し、地域学校協働活動など地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを推進する」としており、岐阜県を支える未来の人づくりとして、学校教育と社会教育が連携し、学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりを推進し、地域社会の活性化を目指すこととしている。

2. 地域学校協働活動による各方面への効果

県内各地において、地域や学校の特色を活かし、多様な協働活動が展開されているが、2019年3月に岐阜県社会教育委員会の会が作成した「地域学校協働活動のためのハンドブック」に掲載されている先進事例や地域や学校、子どもたち、市町村における具体的な効果や変化等を紹介する。

2.1. 地域への具体的な効果

養老町立広幡小学校（ユネスコスクール⁶⁾ 2015年4月認定）では、2014年度に学校運営協議会を設置し、学校・地域・家庭が役割や責任を持ち、三者が一体となった協働活動を展開している。活動の推進にあたり、地域住民によるコミュニティ・サポーターズを組織し、ゲストティーチャーとしてふるさと学習や農作業体験、史跡・文化財等を巡る学習支援活動や、通学路の見守りや交通安全指導などの安全支援活動、広幡音頭の伝承や地域清掃活動など地域行事におけるふれあい交流活動などを展開している。

地域への具体的な効果として、養老町社会教育委員であり、小学校学校運営協議会委員（教育支援コーディネーター）である陸田孝幸氏によると、子どもたちとの交流を通じて、地域住民には笑顔が浮かび、さわやかな気持ちになれること、また多くの活動ボランティアの生きがいや自己実現につながることで、さらに住民同士のつながりの強化や地域で一体となったまちづくりへと発展していると実感できることとしている。

2.2. 学校への具体的な効果

岐阜市立岩野田北小学校では、2010年度に導入された学校運営協議会（文部科学大臣表彰[地域学校協働活動]2016年度）における「ふるさとを愛し、誇りをもって行動できる子どもを育てたい」という願いを受けて、産業廃棄物の不法投棄問題の解消に取り組んできた地域住民と学ぶ環境学習や、図書室を活用した放課後子ども教室の開催、おばあちゃん世代による参観日の託児、公民館とも連携したゲストティーチャーの授業参加、地域と一体となった職業訓練など多様な協働活動を推進している。

学校への具体的な効果として、岩野田北小学校の遠山健二校長によると、学校運営協議会を通じて、保護者や地域住民の声が直接、学校に届き、学校運営や改善に反映できることや、協働活動を通じて、学校と地域づくりを行うという共通目標のもとに、学校や地域、家庭が高まりあう気運や風土が醸成され、それぞれの果たす役割の再認識が高まること、さらに地域住民とふれあう新たなコミュニケーションの場や機会が創出でき、地域に愛着を持つ子どもたちが育ちつつあることとしている。

2.3. 子どもたちへの具体的な効果

岐阜県立吉城高等学校では、地域からの依頼によるボランティア活動から地域をフィールドとして子どもたちが学ぶ場へと転換し、「地域観光」「地域福祉」「地域教育」「地域防災」の4分野にわたり、吉高地域キラメキ(YCK)プロジェクト(文部科学大臣表彰[地域学校協働活動]2018年度)を推進している。伝統行事「古川祭」「三寺まいり」などでの英語観光案内や屋台曳き、歴史探検スタンプラリーの企画運営や、高齢者福祉施設との交流活動、小中学校への夏休み学習支援やサイエンス教室の開催、防災リーダーによるアンケート調査の実施など、高校生が地域で活躍する取組みを展開している。

子どもたちへの具体的な効果として、吉城高等学校在校生の笹岡充花氏によると、幅広い年齢

層の人々との交流を通じて、地域住民の飛躍への熱い思いや考え方を学べたことや、実践活動を通じて、地域に貢献できたことへの充実感を味わえたこと、普段の高校生活では体験できない貴重な経験が大きな自信となり、希望する進路を実現でき、もっと広い世界での学びへの飛躍に希望が持てたこととしている。

2.4. 市町村への具体的な効果

白川村立白川郷学園（義務教育学校）では、将来の担い手育て（文部科学大臣表彰[地域学校協働活動]2016年度）として、2013年10月に学校運営協議会を設置し、地域と学園がそれぞれ役割と責任を持って、協働活動を推進している。学園内ではふるさとを学ぶ「村民学」を位置づけ、多くの地域住民が子どもたちと関わり、白川村の知恵や技、そして心を学べるよう、学校教育に地域の教育力を取り入れる協働活動を展開するとともに、地域内ではスポーツや伝統文化、公民館などの地域行事や活動の中で、子どもたちが活躍する場や大人と交流する場、挑戦する場などを位置づけ、地域の中で責任を持って担い手を育む協働活動を推進している。

地域社会全体への効果として、白川村社会教育主事新谷さゆり氏によると、子どもたちが自分の夢や希望を持って、地域住民と熱く語り合う姿や、伝統工芸を教え合い、知恵と技を習得した姿など、地域の一員として主体的に活動する成長した姿がみられるとともに、地域住民が担い手を育てることへの喜びを感じ、元気になる姿や主体的に責任を持って活動する姿がみられるなど、子どもだけでなく、大人、そして地域全体が変化していることを実感できることとしている。

3. 岐阜県内の地域学校協働活動の現状と課題

3.1. 地域学校協働活動の現状

全国における協働活動の現状や実態等を把握し、今後の推進方策等に反映させるため、2018年5月に文部科学省が全市町村に対して実施した「地域学校協働活動等の実施状況調査」によると、県内で協働活動を実施している市町村は、34団体（81.0%）となっており、校種別では小学校は283校（77.1%）、中学校は108校（61.0%）で実施されている。市町村別に協働活動の実施状況をみると、「放課後等における学習・体験活動」が22団体、「地域住民等と学校が協働して実施する学習活動」が13団体、「企業や団体、大学等の外部人材等を活用した教育支援活動」が10団体、「多様な教育的ニーズのある子どもへの学習支援」が8団体、「学校に対する多様な支援・協力活動」が8団体などとなっており、地域の実情に応じた多様な協働活動が展開されている。

また、活動の推進体制である協働本部の設置状況については、8団体（19.0%）で設置され、校種別では小学校は98校（26.7%）、中学校校は42校（23.7%）で設置されている。なお、中核市である岐阜市では、全小中学校（小学校46校、中学校22校）で協働本部が設置され、様々な協働活動が展開されている。

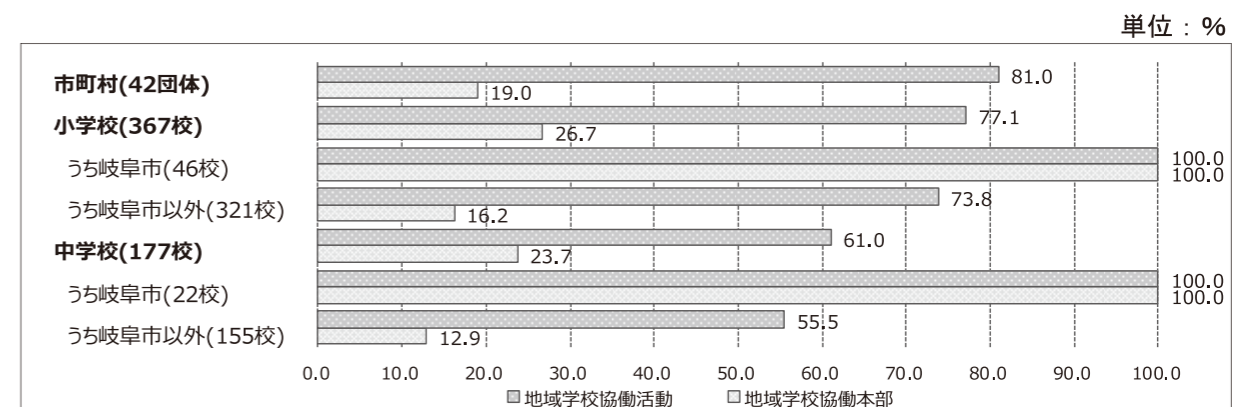


図2. 協働活動及び協働本部の実施率 出典：地域学校協働活動等の実施状況調査（文部科学省）

協働活動の中心的な担い手となる推進員は、2018年12月現在、市町村教育委員会から委嘱された推進員は全くいない状況⁷⁾にあり、今後、推進員を委嘱する予定の市町村は9市町村（21.4%）となっている。一方で、残り33市町村のうち、今後委嘱する予定がない理由としては、「現状で

十分」が21市町村(63.6%)、「予算不足」が5市町村(15.2%)、「人材不足」が5市町村(15.2%)、「必要性を感じない」は4市町村(12.1%)となっている。

また、推進員に準ずる者は16市町村で配置されており、その内訳として、行政職員が7市町村、地域ボランティアが6市町村、その他(教員OB・大学職員等)6市町村となっている。

3.2. 地域学校協働活動に向けた課題

次に、岐阜県内の多様な協働活動のニーズや課題等を把握し、今後の施策等に役立てるため、2018年6月に岐阜県が協働活動を実施している23市町村を対象に実施した「地域学校協働活動実態調査」によると、4事業(放課後子ども教室、土曜日の教育活動、地域未来塾、協働活動推進事業)の推進に向けて必要とされる取組み(複数選択可)としては、累計の多い順から「推進員やコーディネーターの養成・確保」、「ボランティアの確保・育成」、「地域における推進体制づくり」、「小中学校との連携強化」、「庁内各課の連携強化」、「予算の確保・充実」の順となっている。

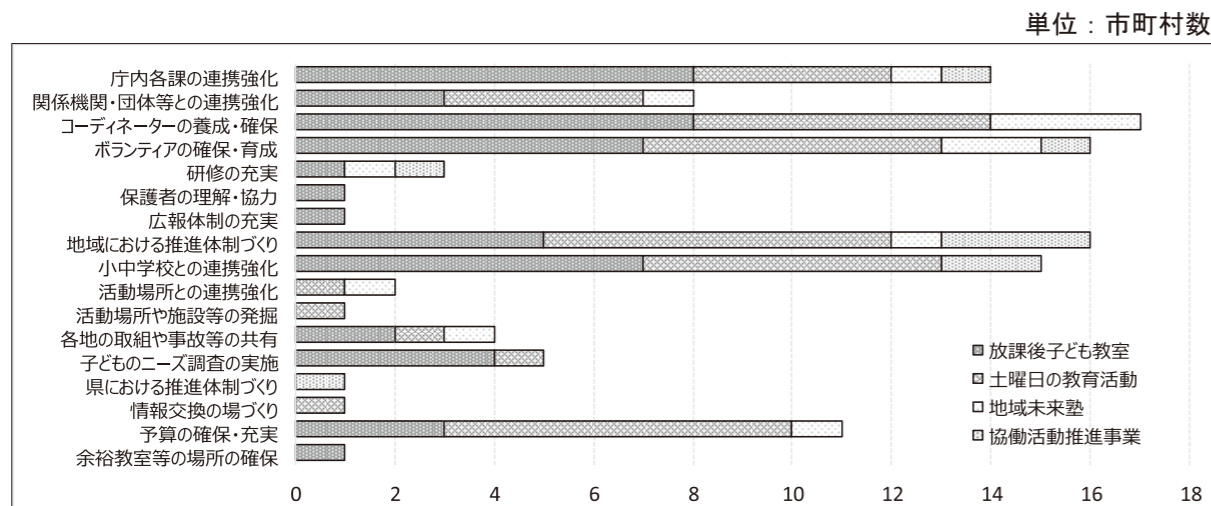


図3. 協働活動の課題(事業ごとに複数選択可) 出典: 地域学校協働活動実態調査(岐阜県)

また、2種類(統括及び地域)の業務を担う推進員やコーディネーターに期待する役割(複数選択可)としては、累計の多い順から「関係機関との連絡調整」、「活動する人材の育成・確保」、「各種プログラムの企画・運営」、「各種事業間の連携調整」、「子どものニーズの把握・分析」などとなっている。

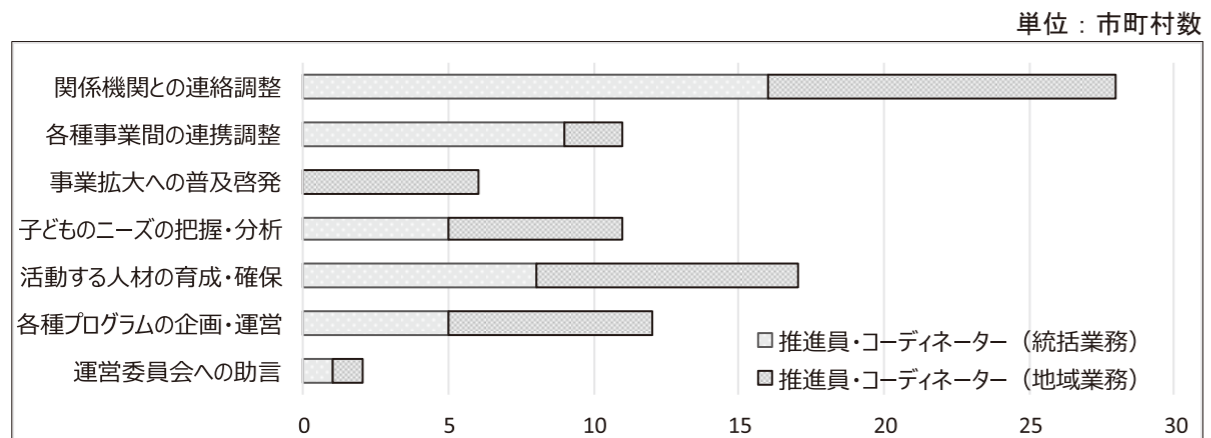


図4. 推進員に期待する役割(業務ごとに複数選択可) 出典: 地域学校協働活動実態調査(岐阜県)

3.3. 地域学校協働活動の推進に向けて

国及び県の調査結果によると、協働活動は県内各地で様々な形態で展開されているが、協働本部の設置や推進員の委嘱など推進体制づくりがあまり進展していない状況にある。特に、推進員

は、県内では全く委嘱がされていない状況にある中で、約8割の市町村が今後委嘱する予定がなく、その理由の多くが「現状で十分」「必要性がない」としており、推進員に準ずる者(コーディネーター)も、約8割の市町村で「配置なし」又は「行政職員」が担っている状況にある。

この背景としては、協働活動は、従来から国の補助事業として推進されてきたが、協働本部の設置や推進員は、2017年3月に社会教育法が改正され、規定が整備されたばかりであり、現状として、行政がコーディネーター役を担っていることに特に支障がないこと、また将来を見据えて、新たな仕組みの重要性や役割について、地域や学校、市町村などに十分に理解されていないためと分析される。

今後の課題としては、協働活動を支える推進員やコーディネーター、ボランティアなど「人材の育成・確保」とともに、地域と学校や、関係機関、庁内各課等との連携強化など、組織的に運営できる「推進体制づくり」があげられる。特に中心的な役割を担う推進員やコーディネーターには、子どものニーズに的確に対応し、関係機関や各種事業などとの連携・調整を図りつつ、各種プログラムの企画・運営ができるスキルの習得が求められており、これらの課題解決に向けて、総合的な支援体制づくりや具体策の強化が求められている。

4. 地域学校協働活動の推進に向けた新たな支援体制づくり

4.1. 岐阜大学と岐阜県の連携による支援体制づくり

学校と地域・家庭の協働や「地域とともにある学校」づくりの人材育成・研究機能を持つ岐阜大学⁸⁾と、県内全域にわたり地域と学校との連携協力体制を促進する岐阜県では、全国初⁹⁾となる人材育成から調査研究、普及啓発までの協働活動に関する総合的な支援機関として、2019年4月に「ぎふ地域学校協働活動センター(以下、「活動センター」と呼ぶ)」を開設し、県内各地での協働活動の普及促進を目指している。

活動センターでは、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、子どもたちの育ちを支えるとともに、地域住民のリカレント・自己実現につなげ、協働活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図ることを目的としており、「人材の育成・確保」や「推進体制づくり」など協働活動の推進に向けた課題解決に向けて、多面な連携事業を展開することとしている。

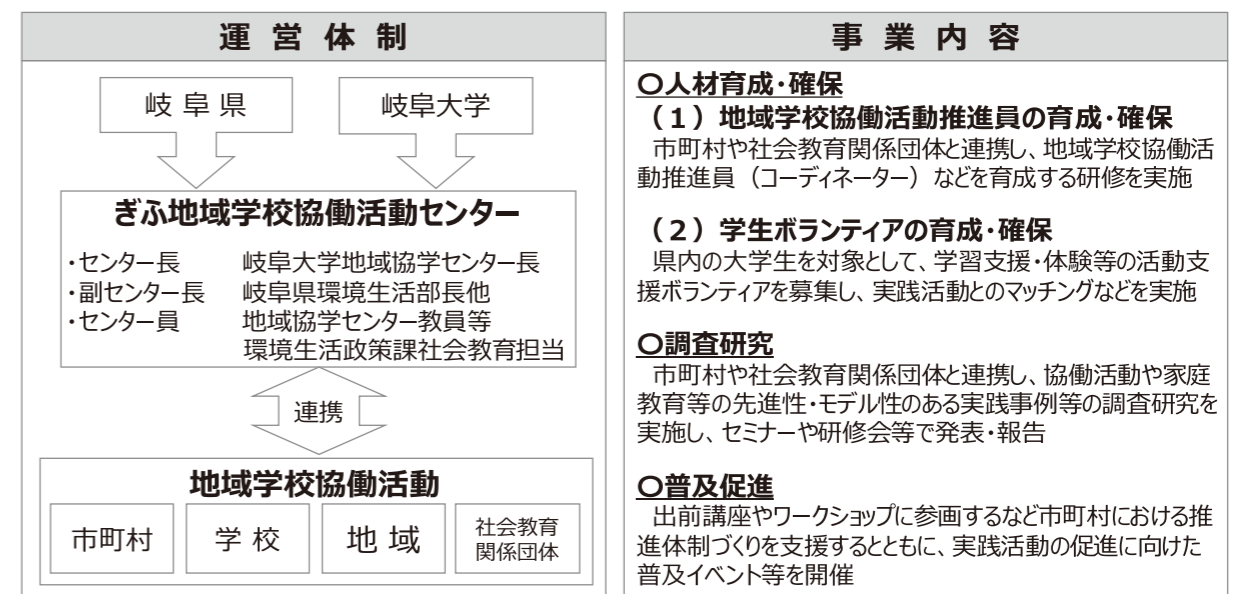


図5. ぎふ地域学校協働活動センターの運営体制及び事業内容 出典: 筆者作成

4.2. ぎふ地域学校協働活動センターの機能・役割

活動センターの事業内容は、①人材育成・確保、②調査研究、③普及啓発の3項目にわたり、それぞれの機能や役割は次のとおりである。

最初に、「人材育成・確保機能」としては、市町村や社会教育関係団体と連携して、協働活動の

中心的な役割を担う推進員（コーディネーター）を育成する研修を企画・実施することとしている。この研修では、推進員に関する知識や事業推進力の向上等を目指しており、今後推進員として委嘱予定者等を対象として、年間2回開催する予定であり、講義やフィールドワーク、レポート提出などを通じて修了認定を行うとともに、市町村から推進員への委嘱を通じて、現場で活躍できるようにすることを想定している。

また、県内の大学生を対象として、人材が不足している地域における学習・体験活動の支援を行う学生ボランティアを募集し、マッチングを行うこととしており、特に岐阜大学地域協学センターでは、地域活動科目として次世代地域リーダー育成プログラムに組み込むなど、多くの学生が参加しやすい仕組みづくりを推進することとしている。

次に、「調査研究機能」としては、岐阜大学教員や学生などで構成される調査研究チームを編成し、協働活動や公民館活動、社会教育委員、家庭教育等に関する先進性やモデル性のある実践事例等を調査研究することともに、市町村や社会教育関係者などが参加するセミナーや研修会、学会等で発表・報告し、県内他地域で協働活動促進につなげていくこととしている。

さらに、「普及啓発機能」としては、岐阜大学教員や学生などで構成される普及啓発チームを編成し、出前講座やワークショップに参画するなど市町村における推進体制づくりを支援するとともに、市町村や社会教育関係団体とも連携し、全县を対象とする普及啓発イベントを開催するなど、県内各地での自主的な実践活動を促進することとしている。

4.3. 社会教育関係団体に期待される役割

県内における代表的な社会教育関係団体としては、県内各地にある公民館等で構成され、施設を中心に社会教育活動を推進する「岐阜県公民館連合会」と、県や市町村の社会教育委員で構成され、相互連携しながら、社会教育の振興を図る「岐阜県社会教育委員連絡協議会」があるが、今後の協働活動の推進役として、これらの社会教育関係団体との連携・協力も重要となる。

公民館等は、各市町村に設置され、地域住民に身近な学習・交流拠点として、重要な役割を果たしているが、県社会教育委員の提言¹⁰⁾では、地域の社会教育の基幹施設として、①地域の学習拠点、②家庭教育の支援、③地域が抱える課題等への対応、④多様な活動団体や関係機関等との連携の4項目に再整理している。これらを踏まえて、協働活動の推進に向けて、公民館等に期待される役割としては、学校以外で安全・安心に協働活動を実施できる場の機能に加えて、子どもの学習活動や体験活動、家庭教育支援等につながる各種プログラムを企画・運営し、地域と学校、家庭との連携を推進していくことがあげられる。

次に、社会教育委員は、各市町村に置かれ、社会教育に関する諸計画の立案や研究調査を行うことを職務としているが、県社会教育委員の提言¹¹⁾では、今後期待される役割として、学校を核とした地域づくりのキーパーソンであり、学校と地域、関係機関、活動団体等をつなぐコーディネーター役としている。これらを踏まえて、協働活動の推進に向けて、社会教育委員に期待される役割としては、委員自らが推進員やコーディネーターとして、地域と学校、家庭をつなぐ中心的な役割を担うことや、教育委員会に対して地域と学校との連携体制づくりや協働活動の促進に向けた積極的な意見具申・提案などを行う役割が期待される。

	県社会教育委員の会の提言	協働活動で期待される役割
公民館	・地域の学習拠点 ・家庭教育の支援 ・地域の抱える課題等への対応 ・多様な活動団体や関係機関等との連携	・学校以外の安全・安心な協働活動を実施できる場 ・地域と学校、家庭との連携推進に向けた各種プログラムの企画・運営
社会教育委員	・学校を核とした地域づくりのキーパーソンとして活躍 ・学校と地域、関係機関、各種団体等をつなぐコーディネーター	・地域と学校等をつなぐ推進員やコーディネーター ・協働活動の促進に向けた積極的な意見具申・提案

図 6. 社会教育関係団体に期待される役割

出典：筆者作成

4.4. 社会教育関係団体との強化体制づくり

公民館連合会及び社会教育委員連絡協議会では、社会教育の推進に向けて、相互連携しながら、今後の社会教育のあり方を研究発表する岐阜県社会教育推進大会（以下、「推進大会」と呼ぶ）

を毎年開催しており、県内各地から多くの社会教育関係者が参加し、事例発表やグループ討議がされるなど、自らの「学び」を生かし、実践活動につなげる大変有意義な会議となっている。

このため、活動センターでは、これらの団体等とも連携して、推進大会において、先進性やモデル性のある実践活動の調査研究等を報告するとともに、大会運営への連携・協力を行うことを目指している。また、社会教育関係団体が、自主的な実践活動として、各地域での先進事例等を調査研究するとともに、相互交流会や効果的な研修会を開催できるよう、活動センターは企画運営面での専門的な指導・助言や講師の派遣等で多面的なサポートを行っていくこととしている。

5. ぎふ地域学校協働活動センターの今後の方向性

5.1. ぎふ地域学校協働活動センターの目標・評価

活動センターの当面の目標としては、3年間を目途として、各市町村や地域単位で、協働本部の設置や推進員の配置など全県域にわたる教育基盤づくりが推進され、県内各地で協働活動が展開されることを目指すこととしている。このため、活動センターにおける「人材育成・確保機能」としては、推進員や学生ボランティア等の育成・配置など量的な拡大を推進しつつ、調査研究・普及啓発としては、未実施市町村・地域等の解消や先進モデル等の水平展開を目指すことが求められる。

また、活動センターの進捗状況や連携・協力内容等について、定期的に点検・評価し、活動内容や機能の改善や見直しを進めながら、地域と学校との連携体制の更なる強化や協働活動の深化・発展につなげていくことが重要となる。

5.2. ぎふ地域学校協働活動センターの将来展望

活動センターの将来展望として、「人材育成・確保機能」としては、現職教員向け地域連携教員¹²⁾の育成や、県内で教員を目指す学生向け地域連携力強化への仕組みづくり、推進員等のスキルアップなどにつなげていくことが想定される。

具体的には、学校側の中心的な役割を担う地域連携教員の制度化があり、栃木県¹³⁾や岐阜市¹⁴⁾などでも類似制度が既に導入され、国の中央教育審議会¹⁵⁾でも議論されるなど、将来的な岐阜県内における制度導入に向けて、地域と学校との連携を促進する現職教員を育成する機能を担っていくことが考えられる。

また、県内の教員養成課程のある大学と連携して、県内で教員を目指す学生向けに推進員等育成研修の受講や社会教育主事養成課程の科目履修、社会教育士¹⁶⁾の資格取得を促進したり、学生ボランティアとして、協働活動をインターンシッププログラムに組み込むなど、地域連携のスキルを身に付けた将来の教員を育成しながら、地域と学校との連携体制の更なる強化につなげていくことが期待される。

さらに、推進員や地域連携教員などのスキルアップのため、活動センターにおいて社会教育士と単位互換できる仕組みを検討し、推進員や地域連携教員に対して、社会教育士の取得を推奨することにより、社会教育の専門的人材に求められるコーディネート能力やファシリテーション能力向上につなげ、協働活動の更なる充実や、多様な分野における地域の課題解決に取り組む人材育成につなげていくことも考えられる。

次に、「調査研究・普及啓発機能」としては、例えば、学校運営協議会と協働本部との相互連携や、学校と自治会やまちづくり組織等との関係づくりなど推進体制のあり方、協働活動における社会教育委員や公民館などの協働活動への関わり方、協働活動による地域社会への効果測定、推進員に求められる能力の整理（ルーブリック化）と育成の研修プログラムのブラッシュアップなど今後の活動展開のあり方の課題を調査研究しながら、推進体制の強化や協働活動の深化・発展に向けた普及啓発活動を展開していくことが期待される。

6. 小括

活動センターの設立に至った経緯としては、県社会教育委員の会において、「地域学校協働活動のためのハンドブック」の作成に向けて、地域と学校の互恵的なあり方が審議され、また県地域学校協働活動推進委員会では、今後求められる取組みが議論されており、その過程で提案され

た意見や紹介された先進事例等を踏まえて、新たな支援体制の枠組みを具体化したものである。

また、岐阜大学及び岐阜県では、これまでも各種委員会や人材育成、調査研究など社会教育の推進に向けた多面的な連携・交流を推進してきたが、「地域と学校が連携・協働できる仕組みづくり」という新たな共通課題の解決に向けて、岐阜大学側は地域や教育現場で活躍できる人材育成や地域ニーズに対応した調査研究の推進、岐阜県側は協働活動の推進に向けた関係機関等とのネットワークや財政的支援という強みを活かしつつ、組織的に相互補完し合える体制を整備したものであり、常に進捗状況や事業効果等を評価・検証し、試行錯誤しながら、協働活動の総合的な支援機関として、積極的な支援策を展開していくこととしている。

今後求められる地域と学校との関係づくりにおいても、これまでも地域で子どもの学びや成長を支える多様な協働活動が実践されてきたが、持続的・発展的な取組みへと構造転換していくためには、協働本部や学校運営協議会の設置や相互をつなぐ推進員の配置という組織的な運営体制が構築されるとともに、相互の役割や責任を明確化しながら、県内各地域において、創意工夫をこらして、特色・魅力のある協働活動が展開されていくことを期待するものである。

（参考文献）

文部科学省「地域学校協働活動ハンドブック」（2018年1月）

文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」（2017年4月）

（注）

- 1) 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（2015年12月）及び文部科学省『「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～』（2016年1月）を参照。
- 2) 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（2016年12月）を参照。
- 3) 中央教育審議会中間まとめ「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（2017年12月）を参照。
- 4) コーディネーターは、協働活動の企画・調整、地域や学校との連携などを担う「地域コーディネーター」と、リーダー的存在として、統括的な役割（ネットワークづくりや人材の発掘・確保など）を担う「統括コーディネーター」がある。なお、社会教育法の改正に伴い教育委員会から委嘱されたコーディネーターは、新たに「地域学校協働活動推進員」として、法律的に位置づけられた存在となっている。
- 5) 「清流の国ぎふ」創生戦略では「1「清流の国ぎふ」を支える人づくり(1)未来を支える人⑤学校教育と社会教育の連携」、岐阜県教育大綱では、「基本目標4基本方針(1)地域や企業等と学校の連携の強化」、「第3次岐阜県教育ビジョン」では「基本方針5目標28家庭や地域と学校が連携した教育環境づくりの推進」に記述。
- 6) ユネスコスクールとは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校であり、広幡小学校は「ふるさと学習」が評価され、認定されている。
- 7) 「地域学校協働活動等の実施状況調査（2018年5月文部科学省）」では、推進員は3市町村147人と報告されているが、2018年12月末現在、市町村教育委員会から委嘱されていないため、ゼロカウントとしている。
- 8) 岐阜大学は『「学び、究め、貢献する」地域に根ざした国立大学』を理念として掲げ、2013年12月に地域協学センターを設置し、「次世代地域リーダーの育成」（教育）・「地域志向学の推進」（研究）・「多様な人びとが集い議論する『場』の形成」（社会貢献）の3本柱で活動を展開している。
- 9) 「協働活動における大学との連携状況調査（2018年12月岐阜県）」では、人材育成の連携は、講師派遣（20道府県）、大学のカリキュラム活用（0県）、普及啓発等の連携は、調査研究（1県）、普及啓発（3道府県）、情報発信（1府）であり、総合的な連携体制や大学との専門的な人材育成を実施している都道府県は全くない状況である。
- 10) 岐阜県社会教育委員の会「これからの公民館事業について」（2013年9月）を参照。
- 11) 岐阜県社会教育委員の会「もっと知ろう！社会教育委員～社会教育委員のより主体的な活躍のための提言～」（2016年8月）を参照。
- 12) 地域連携教員とは、地域との連携・協働の機能を校務分掌で明確に位置づけ、地域との連携・協働の中核となる教員のこと。
- 13) 栃木県では、2014年度から全ての公立学校（小・中・高・特別支援学校）に、地域連携に携わる教員を「地域

連携教員」として設置し、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の視点から展開している。

14) 岐阜市では、2006年度から児童・生徒の社会教育活動の推進に向けた体制整備として、市内全小中学校側の地域からの窓口として「地域活動指導員」を校務分掌に位置付け、学校と地域の連携強化を推進している。

15) 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（2015年12月）では、地域との連携体制の整備として、地域連携担当教職員（仮称）として法令上の明確化を検討するとしている。

16) 社会教育士は、2020年から導入される新制度であり、学習成果を活かし、多様な活動主体等と連携・協働して、多様な分野における人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。

岐阜県環境生活部（〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1）